

平成 21 年 9 月 4 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松 浦 徹
問い合わせ先 取締役 管理本部 本部長
山 田 欣 吾
電話番号 (06) 6208-1600

損害賠償請求訴訟に関する裁判上の和解のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 16 日付「弊社元代表取締役社長の保有資産に対する仮差押決定と弊社元代表取締役社長らに対する訴訟提起に関するお知らせ」でお知らせしておりましたとおり、元代表取締役社長 村上次男氏及び元財務担当取締役・元代表取締役社長 北博之氏を被告として、同人らの過年度にわたる不適切な会計処理に関する責任を追及するため、9 億 1347 万 5082 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求する訴訟を、大阪地方裁判所（平成 21 年（ワ）第 549 号）に提起いたしておりました。

本日、本訴訟事案におきまして、元代表取締役社長 村上次男氏との間で、裁判上の和解が成立いたしましたのでお知らせいたします。

1. 和解内容

- 村上次男氏は、当社に対し、本件和解金として 7 億 3320 万円を支払う。
- 支払い方法は、先般、当社が実施した自己株式取得に村上次男氏が応じたことにより支払いを留保していた株式売却代金と相殺する。

2. 今後の見通し

当社は、これまで、請求額の全額支払いに加えて退職慰労金の自主返納を求め、村上次男氏に対する訴訟追行及び交渉を行ってまいりましたが、本件和解金額が上記請求金額の 8 割を超えるものであること、訴訟の長期化に伴う費用の増大、人的物的資源の空費及び本件訴訟の早期解決を実現して村上氏との関係を完全に絶つことが、結果として経営の安定化等につながるものであること等を総合的に考慮し、ガバナンス評価委員会の承認も得た上で、上記のとおり、同氏との和解に応じることといたしました。

なお、北博之氏との間においては、引き続き徹底した責任追及と早期解決を実現すべく、訴訟追行及び交渉をしてまいる所存であります。

以 上